

報道資料

平成29年9月5日

産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係

担当：青山、森本

電話：0742-27-8807（ダイヤル）、内線 3558

創業支援資金（認定枠）認定について （奈良起業家創出促進事業入賞による）

【6月5日付1件】

県中小企業融資制度の「創業支援資金（認定枠）」について、6月5日付で計1件を認定しましたのでお知らせします。

1. 認定案件一覧

今回の認定案件は、以下のとおりです。

申請者名称	住所	事業計画概要
奈良醸造株式会社 （浪岡 安則）	奈良市	奈良市におけるクラフトビール醸造所の創業

2. 創業支援資金（認定枠）について

県内での創業予定者のうち、優れた事業計画を有するとして申請のあった者の中から県が認定した者について、無利子・無保証料（※1）で県制度融資を利用することが可能となる制度です。また、別途計画の承認等（※2）を受けている場合にも申込みが可能です。

（※1）・・・利子・保証料を全額県が負担します

（※2）・・・やまと創業インキュベータに入居している者（入居許可を受けた者を含む）、奈良起業家創出促進事業で入賞した者のいずれかで、当該事業計画に基づき事業を実施しようとする者

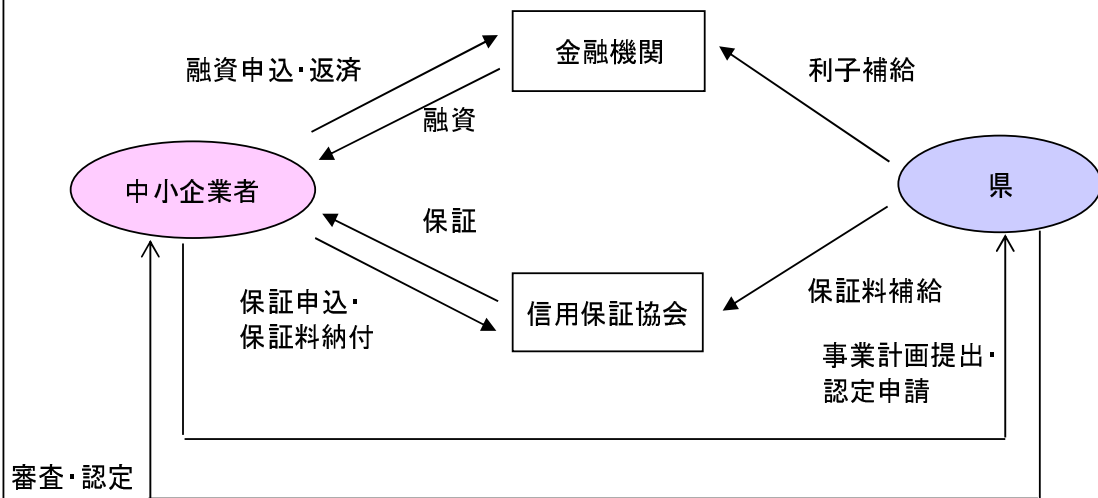
対象者	県内で創業する者であって、事業計画の知事認定を受けたもの。
融資限度額	1,500万円（ただし、 <u>自己資金と同額まで</u> ）
資金用途	運転、設備、運転・設備
保証期間	7年以内（据置1年以内）
貸付利率	0%（全額奈良県が負担します）
保証料率	0%（全額奈良県が負担します）
担保	不要
連帯保証人	原則、代表者を除き不要

3. 審査内容

県制度融資取扱金融機関によるブラッシュアップや、中小企業診断士によるブラッシュアップ並びに評価を経た事業計画について、「新規性・独創性」「市場性」「収益性」「実現可能性」「継続性」及び「地域への貢献性」の審査を行う。

参考：制度融資のしくみ

県制度融資は、融資条件(利率・限度額など)を県が定め、信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が保証料と利子の一部を負担し、保証協会と金融機関の協力を得ることにより、低保証料・低利となっています。



創業支援資金(認定枠)については、優れた事業計画を有するとして申請に基づき県が認定した創業予定者について、県が利子・保証料を全額負担(補給)することにより、無利子・無保証料で融資を受けることが可能です。